

鎌倉市農業委員会 平成31年度 第1回総会 議事録	
日 時	平成31年4月25日(木) 16時08分開会
場 所	鎌倉市役所 第3分庁舎 1階 講堂
出席委員	1 番 柏木博明、2 番 石原秀雄、3 番 安齊清一、4 番 郷原均、 5 番 平井保男、6 番 岡崎和彦、7 番 浜野清一、8 番 飯田正実、 9 番 小泉勝利、10 番 和田雅裕、11 番 小川壽一、12 番 若林安雄、 13 番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員・小田職員・酒井職員
欠席委員	番 委員、 番 委員、 番 委員、 番 委員
議長(安齊会長)	定刻前ですが、総会を開会します。開会前に事務局職員に異動がありましたので事務局より報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	平成31年(2019年)4月1日付けの人事異動で事務局職員に異動がありましたので報告させていただきます。まず、鈴木康之事務局長です。
事務局(鈴木局長)	鈴木です。茂木の後任で4月から事務局長をやらせていただいております。よろしくお願いいたします。
事務局(岸名補佐)	続きまして、小田陽子職員です。
事務局(小田職員)	小田陽子と申します。よろしくお願いいたします。
事務局(岸名補佐)	続きまして、酒井敏之職員です。
事務局(酒井職員)	酒井でございます。60歳の新入社員です。よろしくお願いいたします。
事務局(岸名補佐)	引き続き、岸名と名塚は残らせていただきます。以上で人事異動の報告を終わらせていただきます。
4 番(郷原委員)	4 番。名簿は無いのか。
事務局(岸名補佐)	議長。書式変更に伴い、名簿を削除しましたが、来月から名簿を記載させていただきます。
議長(安齊会長)	それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、12 番 若林委員、13 番 石澤委員にお願いします。 現況証明委員は、10 番 和田委員、11 番 小川委員にお願いします。 本日は会場の変更もあり、全員が運営委員会の席におられましたので、議事日程の報告は省略させていただきます。
運営委員会に諮り決定した内容	日程第1、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第2、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件。 日程第3、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件。 日程第4、議案第1号、農業者年金加入推進員の推薦について 日程第5、議案第2号、農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度点検・評価及び平成31年度活動計画(案)について 日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第7、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者につ

	いての証明について 日程第8、議案第5号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について 日程第9、その他、諸般の報告について。
議長(安齊会長)	それでは、日程第1、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第1、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、着席して報告させていただきます。報告に際し、敬称は略させていただきます。お手元の資料をご覧ください。こちらの報告については、参考資料の地図は添付しておりませんので、ご了承ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、502平方メートルを、[REDACTED]が、平成31年2月6日、相続により所有権を取得し、平成31年4月17日に専決処分いたしました。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	ただいまの件で何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	それでは、日程第2、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第2、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、4件、報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、221平方メートルを[REDACTED]が、専用住宅用地として平成31年4月1日転用のため、平成31年3月25日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、畑、3.38平方メートルを[REDACTED]が、専用住宅用地として平成31年4月9日転用のため、平成31年4月8日に専決処分いたしました。 整理番号3、[REDACTED]、畑、264平方メートルを[REDACTED]が、駐車場用地として、平成31年、2019年6月1日転用のため、平成31年4月9日に専決処分いたしました。 整理番号4、[REDACTED]、田、44平方メートル外2筆、合計3筆、61.05平方メートルを[REDACTED]が、共同住宅用地として、平成31年4月20日転用のため、平成31年4月12日に専決処分いたしました。以上4件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	ただいまの件で何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第3、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。

事務局(岸名補佐)	議長。日程第3、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、3件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、198平方メートル外2筆、合計3筆、399平方メートルを[REDACTED]が、[REDACTED]に所有権移転し、専用住宅用地として、平成31年3月20日転用のため、平成31年3月14日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、田、23平方メートルを[REDACTED]が、[REDACTED]に所有権移転し、専用住宅用地として、平成31年3月25日転用のため、平成31年3月18日に専決処分いたしました。 整理番号3、[REDACTED]、畑、333平方メートルを[REDACTED]が、鎌倉市大船1461、[REDACTED]に所有権移転し、専用住宅用地として、平成31年4月19日転用のため、平成31年4月12日に専決処分いたしました。以上3件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	ただいまの件で何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
4 番 (郷原委員)	4 番。整理番号2の23平方メートル、明細図で細長い土地を専用住宅用地に転用するということだが、この土地だけで建築できる要件は無いと思う。[REDACTED]の敷地のどこかと一体ということか。
事務局(岸名補佐)	議長。実際には大きな敷地の一部と思われます。2月総会で1月総会の補足をさせていただきましたが、全体の敷地での土地のやり取りの情報は入ってきません。例えば6筆あって1筆だけが農地地目である場合、売買する際に登記所に農地のままだと通らない。その筆だけの農地転用の届出が出てきます。資料も農地転用届けをする部分だけが申請で上がってきます。表記としてはこのような形になってしまいます。
4 番 (郷原委員)	4 番。農業委員会事務局としては、その敷地全体を把握していると理解してよいか。
事務局(岸名補佐)	議長。今申し上げたように現存している家屋で苗字が合っていれば、ある程度の敷地取りはわかるが、更地での売買になるとどこまでが一体で売られる土地なのか分かりません。あくまで申請主義なので、申請者が上げてきた農地のみの農地転用になります。 先ほどの報告2の整理番号1と2は同じ方だが、申請日が違います。申請主義なので隣の土地はどうなのか、エリア取りが分からないので声かけられない状況です。登記を入れる段階でもう1筆あることに気がついて、遅れて申請してきているので報告も別件になりました。極力隣りに農地が無いか確認しようとしているところですが、名前が繋がらないなど苦慮しているところです。
4 番 (郷原委員)	4 番。時折、少し前に報告があった件があると感じていた。記憶が定かなうちは関連しているのかなと思うので質問した。
事務局(岸名補佐)	議長。先ほどの報告2の整理番号1と2も同じ方が、4月1日転用で一度申請して、3月25日に専決処分をし、次の申請が4月9日転用で申請して4月8日に専決処分をしています。これらは同位置で出していただければ1案件で処理ができたものです。郷原

	委員から お話をいただいた件も2月総会で報告したものの漏れたものだと思います。どこまでが敷地取りなのか、確認がしづらいところです。
4番(郷原委員)	4番。申請事項であり、こちら側が勝手に調査する話でないから、いいです。こんな敷地しかないのに専用住宅の転用をかけるのか、すごく気になる。農業委員会事務局サイドで、申請を受けた土地の把握ができればいいと思っている。
事務局(岸名補佐)	議長。同一の敷地内で過去の経過を見る機会があり、昭和40年代、50年代、平成に入って農地転用したもの、直近で農地転用したもの等バラバラに農地転用届出された案件もあり、中々確認しきれない状況です。
4番(郷原委員)	4番。合筆でもしない限り、その敷地がどうなったかは分からないと思う。すみません、少し時間をとりました。
議長(安齊会長)	他にございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	次に、日程第4、議案第1号、農業者年金加入推進員の推薦について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第4、議案第1号、農業者年金加入推進員の推薦について、ご説明します。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 農業者年金加入推進員の推薦について、一般社団法人神奈川農業会議から依頼があったものです。農業者年金加入推進員は農業委員会が農業委員の中から1名を農業会議に推薦し、農業者年金基金が委嘱するもので、任期は1年間で再任ができます。その業務は、加入推進連絡会で実施する加入推進の企画・立案、加入推進対象者の絞り込み、個別訪問や広報活動等に協力するものです。平成27年度から平成30年度までは、飯田委員を推薦し、農業者年金基金より委嘱されております。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	只今、事務局から説明があったとおりですが、どなたかお願いできる方はいらっしゃいませんか。
	(声無し)
議長(安齊会長)	どなたもいらっしゃらないようなので、私からのお願いなのですが、引き続き飯田委員にお願いしたいと思うのですがいかがですか。
	「異議なし」の声
8番(飯田委員)	議長。8番。では、このまま私がやらさせていただきます。
議長(安齊会長)	ありがとうございます。それでは、引き続き飯田委員を推薦することとしたいと思います。他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。

議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第1号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第5、議案第2号、農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度点検・評価及び平成31年度活動計画(案)について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第5、議案第2号、農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度点検・評価及び平成31年度活動計画(案)について、ご説明します。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。 平成28年4月に改正施行された、農業委員会等に関する法律第37条には、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されています。また、本規定に基づく情報の公表の具体の手続きは、農林水産省経営局農地政策課長名で農業委員会事務の実施状況等の公表について規定されています。これを受け、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成31年度鎌倉市農業委員会活動計画(案)について作成したものです。今後につきましては、本日ご承認をいただければ、6月末までに公開し、7月末までに神奈川県を通じて国へ報告する予定です。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第2号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第2号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。農地法第5条第1項の許可申請とは、農地を農地以外に転用する目的で、所有権移転、賃借権等の権利設定を行う場合には、神奈川県知事の許可が必要となるという規定です。本案件は、鎌倉市関谷の市街化調整区域の農地に、特別養護老人ホームを建設するにあたり事業区域内の地目農地の部分に使用貸借権を設定し、埋蔵文化財を試掘するため一時転用するものです。神奈川県知事の許可を得るには、農地転用許可基準に適合することが必要となります。この許可基準は、立地基準、一般基準、個別基準、他法令との調整の4本建てになっています。まず、立地基準ですが、農地を5つに区分するもので、農業振興 地域内の農用地、甲種農地、第一種農地の3つは原則として許可されません。第二種農地は例外的に許可される場合があります。第三種農地は、原則として許可されます。当案件について、県と協議したところ、

	申請地は西側の藤沢市の市街化区域との連担性が認められることから第三種農地に該当すると判断されたため、原則許可となる案件となります。次に、一般基準についてご説明します。一般基準は、農地転用計画の確実性、周辺農地への影響、一時転用後に農地として復元されることの確実性を確認するもので、農地転用計画の確実性については、自己資金で賄うことを残高証明書で確認しました。周辺農地への影響等については、当該地は東側の農地に隣接していますが、農地より1メートルほど下に位置しており、影響は無いと判断されます。農地として復元されることの確実性については、農地復元計画書・誓約書により確認しました。次に個別基準についてご説明します。個別基準は、一時的な転用に関する要件に適合するかを判断するもので、提出された農地転用に係る理由書、工程表、農地復元計画書・誓約書により、埋蔵文化財を試掘すること、計画期間内に農地として復元されることを確認しました。最後に他法令との調整ですが、特別養護老人ホームを建設するに当たり、都市計画法の開発許可が必要となります。現在、開発許可の申請に向け調整中であることを開発部門に確認しています。なお、開発許可の申請にあわせ、今回の試掘が終了し、農地への復元が完了した後、改めて農地法第5条第1項の所有権移転に伴う農地転用許可申請が提出される予定です。今後の流れといたしましては、県知事の許可後、神奈川県から当農業委員会へ一時転用の許可証が送付され、当農業委員会から一時転用の許可証を交付することとなります。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	ただいまの件で何かご意見、ご質問 ございませんか。
4 番 (郷原委員)	4 番。試掘調査が必要な案件なのか。
事務局(岸名補佐)	議長。玉縄城址のエリア内にあるということです。
議長(安齊会長)	埋蔵文化財包蔵地です。
4 番 (郷原委員)	4 番。城址は女学校のあるところではないか。
事務局(岸名補佐)	議長。エリア取りの中に入っている。
4 番 (郷原委員)	4 番。入ってしまうのか。
事務局(岸名補佐)	議長。本来であれば、開発許可を取った後に試掘を行うが、許可を取れば順番を変えることができる。スケジュールがきついで事前に試掘を行い、平行して開発の許可申請を調整中と聞いている。秋頃に所有権移転の5条許可申請がされる予定です。
4 番 (郷原委員)	4 番。玉縄城址のエリア内ということは近隣でも試掘調査の前例があるか。
事務局(岸名補佐)	議長。エリア内で市街化区域で家を建てるとなると試掘は必要になりますが、この地区は基本的に建築物を立てられないので、試掘の前例は少ないと思われます。市街化調整区域に特別養護老人ホームですので、コンクリートの大きい建物が計画されており、基礎を入れるので試掘が必要になります。
4 番 (郷原委員)	4 番。開発指導課の指導によるものか。
事務局(岸名補佐)	議長。教育委員会の文化財課になります。
議長(安齊会長)	埋蔵文化財包蔵地に指定されており、地上から50センチメートルから1メートル以上掘削する場合には、必ず試掘調査が必要になる。これは個人であろうと事業者であろうと行わなければならない。今回の場合鉄筋コンクリートで建てるとなると相当深く掘る。試掘調査を行

	い遺物がでなければ発掘調査をしないという結論が出るかもしれない。
事務局(岸名補佐)	議長。補足ですが、個人住宅であると中々基礎を入れるということが無く、布基礎で地面の上に建てるというケースが多いと思います。 掘ることを命ずることは少ない、開発がらみの大き目の建物の場合が想定できます。
議長(安齊会長)	個人の場合だと試掘となると時間がかかるけど、金はいらない。国の補助でやるから。
事務局(岸名補佐)	議長。基礎がどれだけ入るかで影響が出ると聞いています。
議長(安齊会長)	建物をどうゆう状況で建てるか文化財課で確認して試掘の有無を判断する。
4 番 (郷原委員)	4 番。このエリア内だと個人住宅でも試掘が必要ではないのか。
議長(安齊会長)	50 センチメートル以上掘らなければ、それ以上掘ると試掘調査が必要になり、時間がかかるので、布基礎でやる。
4 番 (郷原委員)	4 番。そういうことか、計画を変えるということか。
事務局(岸名補佐)	議長。べた基礎を打って、基礎をあげる、建物が軽いので耐えられる。ビルを建てるとなると岩盤まで基礎を入れなければならない、深く掘らなければならない。
4 番 (郷原委員)	4 番。すみません、わかりました。
議長(安齊会長)	他にございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 3 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 3 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 7、議案第 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 7、議案第 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について説明いたします。 まず、生産緑地の買取申出について説明いたします。 生産緑地法第 10 条に基づき、指定後 30 年を経過したとき、又は、農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に生産緑地を時価で買い取る 申し出をすることができると規定されております。 本件は、農業の主たる従事者が死亡したときに該当します。 市長は、買取申出があった場合は、その日から起算して、1 ヶ月 以内に生産緑地を買取の旨又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。 また、買取申出があった日から起算して 3 ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。

	次に生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について説明いたします。 これまで生産緑地を耕作していた者が死亡し、その後、生産緑地を耕作する者がいないことから申請者から買取申請がなされるもので、買取申請を行うにあたり、農業委員会が発行する生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書が必要となるため、申請書が提出されたものです。 それでは、お手元の議案第4号及び参考資料をご覧ください。 本件は、[]から、[]、畑、442平方メートル他3筆、合計1,734平方メートルについて、生産緑地に係る農業の主たる事者についての証明書の交付申請がされたものです。 当該買取申出地は、平成14年11月13日に生産緑地に指定され、土地所有者である[]が耕作をしていました。 平成30年4月21日に[]が死亡し、現在は当該生産緑地の耕作がされてない状況にあります。 申請者である相続人、[]は市外に居住し、当該地を生産緑地として維持管理していくことは困難であるということです。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
8番(飯田委員)	議長。8番。平成31年4月23日(火)午後3時より安齊会長、和田副会長、小泉委員と共に現地調査を実施しました。 現在は、現地にロープが張られ、立入禁止の看板が置かれていました。相続人らによると今後の耕作は困難との主張もあり、主たる従事者証明書を交付することに特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	ただいまの件で何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13番(石澤委員)	13番。農業の主たる従事者についての証明ということは、申請者が農業をやっているという証明だと解釈できるが、そういうわけではないか。
事務局(岸名補佐)	議長。本人がお亡くなりになるか、重度の障害にならないと解除の要件に当てはまらない。重度の障害であれば、本人申請も考えられます。今回の場合は亡くなった方がきちんと農業をやっていたので解除要件になる。
13番(石澤委員)	13番。申請者が農業に従事していると読めてしまうが。
事務局(岸名補佐)	議長。生産緑地の指定時点で所有者である方が今まで一生懸命農業をやっていたが、亡くなったので次に農業を行う者がいない、今まで本人が農業をやっていたというのを証明するものです。
13番(石澤委員)	13番。亡くなった人が従事していたという証明ということか。分かりました。
議長(安齊会長)	相続人は農業をやっていないのか。
事務局(岸名補佐)	議長。相続人は勤め人で、この先農業ができないとの報告を受けています。
議長(安齊会長)	他にございませんか。
13番(石澤委員)	13番。市は買い取らないんですか。
事務局(岸名補佐)	議長。生産緑地の解除をするのは都市計画課になります。明確

	なことは答えられませんが、買えないと思います。余談になりますが、 3年後に期限を迎え、一斉に出てくる可能性があります。東京都は買うとの情報を得ています。買って緑を残す。各市町村は買取が無理だろうと新聞の記事に載っていました。
7 番(浜野委員)	7 番。東京都は買うのか。
事務局(岸名補佐)	議長。次回、新聞の切抜きを配布させていただきます。都内に緑が少なく、買取申出があれば東京都は買い取り、市町村や区に補助を出すようなイメージの記事でした。
4 番(郷原委員)	4 番。元々生産緑地法自体は山手線内の用地を対象としていたものを拡大解釈して三大都市圏に広げた制度だから、東京都にとって農地は空間として必要な土地だから買うのだろう。鎌倉市が買い取らないのはおかしい、本来買取請求があったら行政は公社を作っても買い取るべきで、代替地に使えばいいだけの話。鎌倉市は今土地公社があるか分からないけど、私はおかしいと思っている。まあ、あえては言わない。
議長(安齊会長)	鎌倉市は1回も買い取っていない。
4 番(郷原委員)	4 番。私が開発行為をやった頃、土地公社があった。代替用地の確保、特に行政が生産緑地を見合う価格で優先的に買い取ることができる。公共施設を持ってくる時の代替用地の確保が必要だと思う。これが農業委員会で言うべき発言ではないと思っているが。 東京都が買うということであれば、まもなく30年を迎えるけど正しいことだと思う。
議長(安齊会長)	東京都は過去にも買い取っているのか。
事務局(岸名補佐)	議長。新聞記事では出てこない。国の施策もだいぶ変わってきており、30年前は、国土交通省は市街化を促進したいという立場が、今は都市空間にある緑は必要と変わってきた中で保全していく用地として、元々公共施設用地としてなりえるべき土地を生産緑地として指定しているので、買い取ることが本来の趣旨には沿っていると思います。
4 番(郷原委員)	4 番。確証は無いが、買い取られた実績があったと思う。
事務局(岸名補佐)	議長。例えば駅前等の一等地の生産緑地の買い取り申請が出て、行政側も必要ということであれば、買取も考えられると思います。どこの市町村が買い取ったという情報は入ってきていません。
4 番(郷原委員)	4 番。確かすぐに代替地としたようで、それは行政として正しいと思う。金で解決できないときに土地を代替することで話がまとまりやすい。特に道路建設時の話だったと思う。30年が経過して一斉に出てきた時に支えきれないとは思う。
議長(安齊会長)	他にご意見が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第4号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第4号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第8、議案第5号、農地中間管理事業における農用

	地利用配分計画に対する意見について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局（岸名補佐）	議長。日程第 8、議案第 5 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、ご説明します。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。当案件は平成 31 年 2 月総会日程第 3 報告第 33 号で合意解約通知について報告した案件で、新たに農業公社から [] に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、平成 31 年、2019 年 7 月 1 日から令和 2 年、2020 年 3 月 31 日までの 9 ヶ月間です。賃借料は、1 平方メートル当り 24 円、年間 25,000 円となっています。この案件は、新規案件になります。なお、[] は、かながわ農業ポーターに登録されています。以上で説明を終わります。
議長（安齊会長）	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
9 番（小泉委員）	議長。9 番。本件、農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、耕作予定地の状況を確認したところ、作付けはないものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われま。以上です。
議長（安齊会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長（安齊会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長（安齊会長）	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 5 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局（鈴木局長）	総員挙手。
議長（安齊会長）	総員の賛成をもちまして、議案第 5 号は承認されました。
議長（安齊会長）	次に、日程第 9、その他、諸般の報告について、3 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局（名塚職員）	議長。日程第 9、その他、諸般の報告について、3 件、報告させていただきます。 諸般の報告 1、農地パトロールについて、報告させていただきます。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを 4 月 18 日（木）に農業委員 3 名、農業委員会事務局 2 名、開発審査課 2 名、都市調整課 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 2 名の合計 10 名で実施しました。違反地については、資料の案内図のとおりです。 違反地のうち [] については、現地は資材等が撤去されていますが、地権者である兄と使用者である弟との間での協議が進んでいない状況です。[] については、現在是正に向け作業を行っており、平成 31 年度中の是正完了を目指しています。パトロール時には、一部の資材が撤去されていることを確認しました。 [] については、現状の変化はありませんでした。[] については、現状の変化はなく、[] については、使用している業者への是正指導を現場で行いました。 次回の農地パトロールは、平成 31 年 7 月頃を予定しております。対

	だきますようお願いいたします。 また、当日は石原委員にトラクターを出していただく予定となっています。駐車は、圃場脇の通路をお願いいたします。 また、当日はこの圃場にて活動を行っておりますアグプランタ株式会社も除草活動に参加いたします。 予備日は、5月14日(火)です。雨天の場合、5月10日(金)の午前中にご連絡いたします。よろしくお願いいたします。 また、5月18日(土)に三菱電機株式会社社員によるさつまいもの植付けを予定しています。 最後に、5月総会の日程について、ご報告させていただきます。 今回は、5月28日(火)15時30分から。運営委員会は、15時10分から、鎌倉市役所第3分庁舎1階講堂で開催します。本日の会場と同じです。お間違いの無い様、お願いいたします。 市役所の都合により、会場が転々として申し訳ありません。 諸般の報告は、以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声)
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成31年度第1回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 12番	若 林 安 雄
議事録署名委員 13番	石 澤 一 英